

指定代理請求人による請求

- つぎのケースのような契約者ご本人さまが請求できない事情がある場合に、あらかじめ指定された「指定代理請求人」によるご請求の制度があります。

ケース①

契約者ご本人さまが事故や病気などで昏睡・寝たきりの状態となり、ご自身で請求の意思表示ができない。

ケース②

治療上の都合で、契約者ご本人さまが「がん」などの病名や余命の告知をされずに、ご家族のみが知っているため、ご自身で請求の意思表示ができない。

指定代理請求人をあらかじめ指定している場合

あらかじめ指定いただいた指定代理請求人の方が、契約者ご本人さまに代わって、ご請求いただけます。

※必要書類が異なるため、ご請求時は必ず事前にカスタマーセンターにご相談ください。

ご請求手続き支援サービス

- ご高齢の方（70歳以上の方）や障がいをお持ちのお客さまで、つぎのような事情がある場合には、ご請求手続きに関する支援をいたします。

ケース①

歩行が困難で病院に診断書を取りに行けない。

ケース②

手・耳・目などが不自由で、自分で請求手続きをすることが難しい。

病院からの診断書の取得をお手伝いします。

当社の委託会社担当者が訪問して請求手続きをお手伝いいたします。

※診断書代金はお客さまのご負担となります。（当社が診断書を代行して取得する際に発生する診断書代金はお支払いする給付金から控除させていただきます。）

※ご請求手続き支援サービスをご希望の場合は、カスタマーセンターへご相談ください。

SOMPOひまわり生命保険株式会社

〈公式ウェブサイト〉 <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

生命保険

Linkx coins

リンククロス

（臓器移植医療給付金付先進医療保険）

給付金お手続きガイド

ご不明な点はお問い合わせください

カスタマーセンター
保険金・給付金請求ダイヤル

お問い合わせは契約者ご本人さまからお願いします

0120-528-170

女性のお客さま
専用

女性オペレーターが保険金・給付金等の請求に関する
ご連絡を受け付けております
※お手続きの内容・状況によっては、一部対応できない場合がございます。



0120-528-208

受付時間

月～金
9:00～18:00
土
9:00～17:00
（日・祝日・12/31～1/3を除く）

給付金のご請求からお支払いまでの流れ

ステップ

1

必要書類のご提出

●必要な書類をお取り揃えいただき、当社あてにご提出ください。

●「診断書」の発行や、公的書類の交付等にかかる費用はお客さまのご負担となります。

必要な書類

必ず提出ください	保険金・給付金等請求書	●契約者ご本人さまがご記入ください。
	同意書	●契約者ご本人さまがご記入ください。
	診断書 (入院・手術・通院等証明書)	●当社所定の診断書をご提出ください。 <u>診断書の記入を医療機関にご依頼ください。</u> 日本国外で臓器移植を受けたとき 「英文入院証明書」と「海外での臓器移植時の証明書」の提出が必要となります。

他の生命保険会社の診断書をお持ちの方は、診断書原本またはコピーをご提出ください。(※)

※ご提出いただいた診断書の記載内容だけではお支払いの判断ができない場合は、あらためて当社所定の診断書(入院・手術・通院等証明書)のご提出をお願いする場合があります。

ステップ

2

ひまわり生命で書類を確認

●ご提出いただいた書類の内容を確認し、お支払内容を決定します。

●ご提出いただいた書類では情報が足りない場合、治療経緯、内容等をお客さまや医療機関に確認させていただくこともございます。(これを「事実確認」といいます。)

事実確認の一般的な流れ

①お客さまとの面談

＊当社が委託する確認会社の担当者が訪問し、治療を受けられた経緯やこれまでの病気、ケガ等について質問させていただきます。

＊面談の際には「同意書(承諾書)」のご記入をお願いしています。(医療機関等への確認に同意いただいたことの証明として医療機関等へ提出します。)

②医療機関への照会と回答

＊診断書の記載内容や治療内容などについて、医療機関等に面談、文書等により照会いたします。

＊医療機関等からの回答には多くの場合、1か月程度の日数がかかります。

＊さらに日数がかかる場合は当社の担当者からご連絡いたします。

③お支払い可否・金額等の確定

＊お客さまや医療機関等への確認の結果を受けて、お支払い内容を決定いたします。

ステップ

3

お支払い

●書類の内容等について確認が不要な場合は、当社に書類が到着した日の翌日から原則として5営業日以内にお支払いします。(医療機関などへの確認を必要とする場合は60日以内にお支払いします。)

●約款の内容にしたがい、ご指定の口座へ給付金をお支払いします。

●お支払い決定後に当社からお支払い内容の明細をお送りしますので、ご確認ください。

●ご契約の内容により給付金をお支払いできない場合もございます。

●当社所定の診断書原本をご提出いただいたにもかかわらず、お支払いの対象となるものがなかった場合、診断書代金をお支払いします。

お受け取りできる事例・できない事例

加入後の発病と加入前の発病

加入後に発病した「肺がん」により先進医療による療養を受けられた場合

○ お受け取りいただけます

加入前より発病していた「肺がん」が、加入後に悪化し、先進医療による療養を受けられた場合

✕ お受け取りいただけません

給付金は、ご契約の責任開始期(ご契約の保障が開始される時期)以後に発病した病気、または発生した不慮の事故によるケガを原因とするものがお支払いの対象となります。

ただし、責任開始期から2年経過後に受けた先進医療による療養や所定の移植術についてはお支払いできる場合があります。

正しい告知をしなかった場合

ご加入前の「慢性C型肝炎」での入院について、告知せずに加入

1年後

「慢性C型肝炎」が原因ではない「肺がん」で先進医療による療養を受けた場合

○ お受け取りいただけます

ご加入前の「慢性C型肝炎」での入院について、告知せずに加入

1年後

「慢性C型肝炎」を原因とする「肝がん」で先進医療による療養を受けた場合

✕ お受け取りいただけません

ご契約の際は、その時の被保険者の健康状態を正確に告知いただく必要があります。

故意または重大な過失によって事実を告知しなかった場合や、事実と異なる内容を告知した場合は、ご契約は解除となり、給付金等はお支払いすることができません。